

新民協第142号  
新東地第165号  
平成26年5月27日

東区自治協議会会長  
山中 知彦 様

新潟市長 篠田 昭  
(市民生活部市民協働課, 東区地域課)

「地域（区）における自治の深化に向けて＜区民との協働＞  
区自治協議会とのさらなる協働の推進」について（参考意見聴取）

標記について、下記事項について意見聴取します。  
なお、回答は、別紙様式により行ってください。

#### 記

#### 1 区自治協議会の活動支援について

##### (1) 区自治協議会のあり方と支援方法の検討

最終回答の提出期限は、(旧)平成26年6月2日(月)まで

(新)平成26年6月30日(月)に変更

地域(区)における自治の深化に向けて<区民との協働>区自治協議会とのさらなる協働の推進

1 区自治協議会の活動支援について

(1) 区自治協議会のあり方と支援方法の検討

検討項目	論点のポイント(選択肢)	回答数	多数案	
①区自治協議会のあり方・方向性について	【あり方・方向性】 ・区全体の大きな視点 ・多様な意見の調整と地域課題の解決 ・地域コミュニティ協議会などの活動に基づく議論の場	—	現行を基本とするが、コミ協との連携強化やコミ協との位置付け・役割等の明確化を図る。	
	【役割】 ・区民等と市(区)との協働の要 ・地域の審議機関			
②委員の構成について	【案1】現行どおり(1号~5号, 1号は各コミ協から1名以上)	7	現行を基本とする(7/8)	
	【案2】第1号委員(コミ協選出)の割合を拡大又は, 第1号委員以外の割合を縮小	1		
③委員推薦会議について	1 委員全体構成の検討	【案1】現行どおり(第1号:コミ協選出と第4号:公募)	7	現行を基本とする(7/8)
		【案3】全号委員で構成	1	
	2 委員の選考	【案1】現行どおり(第1号:コミ協選出と第4号:公募)	7	現行を基本とする(7/8)
		【案3】全号委員で構成	1	
	3 公募委員の選考方法	【案1】現行どおり(作文のみ)	6	現行を基本とする(6/8)
		【案2】複数の選考方法を併用(作文+その他の方法)	2	
④委員の任期・再任について	【案1】現行どおり(1期2年, 原則再任1回)	4	1号委員の再々任(6/10)	
	【案2】委員の再任回数を拡大	2		
	【案5-A】その他 全号委員の再々任	1		
	【案5-B】その他 公募委員以外の再々任	1		
	【案5-C】その他 1号委員の再任回数を拡大	1		
	【案5-D】その他 1号委員の再々任(公募含む)	1		
⑤全体会の報告事項の取り扱いについて	【案1】現行どおり(共通ルールなし)	3	共通ルールの作成(5/8)	
	【案2】共通ルールを作成して整理	5		
⑥部会の費用弁償支給について	【案2】条件を設けた支給範囲の拡大	6	条件を設けた支給範囲拡大(6/8)	
	【案3】その他 開催した全ての部会への支給	2		

今の方向性(案)	会長会議での方向性
コミ協の位置付け・役割等を条例で規定	現行を基本とするが、コミ協との連携強化やコミ協との位置付け・役割等の明確化を図る (コミ協の位置付け等は、コミ協の支援のあり方検討委員会で検討)
	現行を基本とする
	現行を基本とする
公募委員となる人材の発掘をすすめる	現行を基本とする
作文のほかに活動歴(現行規定の運用で可能)	作文と活動歴
委員の再々任(3期6年)	1号委員のみ再々任(3期6年)
・軽微なものは、資料配布で済ませる ・必要に応じ、自治協へ説明(自治協の判断等)	ゆるやかに共通ルールを示し、各区の裁量で決定する
部会への費用弁償を月1回限度で支給(年12回程度)	部会への費用弁償を年12回程度で支給

具体案
●コミ協の位置付け、役割等を明確にする (コミ協の支援のあり方検討委員会で、条例での規定を含め検討)
現行規定のとおり
現行規定のとおり
現行規定のとおり
現行規定のとおり ・小論文(作文)と活動歴での選考を奨励
●1号委員のみ再々任(3期6年) (区自治協議会条例第3条の改正)
●本庁各課に以下のような基本ルールを周知する ・報告事項の取扱い(当日、説明又は配布のみ)は、区自治協議会の裁量とする ・報告は5分以内、説明は質疑含め10分以内 ・説明資料はポイントをまとめて1枚で
●任意設置の部会に対し、1人につき年度あたり12回を限度に費用弁償を支給する (区自治協議会条例第5条、同施行規則第5条の改正)